

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊交企第347号

令和3年7月14日

第11次熊本県交通安全計画の策定に伴う交通警察の運営について（通達）
第11次熊本県交通安全計画（以下「交通安全計画」という。）については、熊本県交通安全対策会議において令和3年6月21日付けで決定された。

交通安全計画は、「熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議」における県民一丸となって取り組んでいく事項とともに、今後の活動指針となるものであることから、各所属にあっては、下記の交通安全計画の目標及び対策の重点について周知徹底を図り、目標を達成するため各種対策の推進に努められたい。

記

- 1 交通安全計画の期間
令和3年度から令和7年度までの5年間
- 2 交通安全計画における目標（令和7年まで）
 - ・ 24時間交通事故死者数 40人以下
 - ・ 交通事故重傷者数 370人以下
- 3 交通安全計画の対策の重点
 - (1) 対策の最重点
歩行者の安全確保
 - (2) 対策の重点
 - ア 高齢者及び子供の交通安全の確保
 - イ 自転車の安全利用の推進
 - ウ シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - エ 飲酒運転等の危険運転の根絶
 - オ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
 - カ 地域が一体となった交通安全対策の推進
 - キ 先端技術の活用推進
- 4 その他
熊本県環境生活部くらしの安全推進課より、各警察署に交通安全計画の製本が送付される予定である。